

第五十八回国会 大蔵委員会 議録 第三十三号

(五〇四)

昭和四十三年五月十七日(金曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長代理 理事 毛利 松平君

理事 金子 一平君 理事 山中 貞則君

理事 渡辺美智雄君 理事 只松 祐治君

理事 村山 喜一君

大村 襄治君 河野 洋平君

小山 省二君 四宮 久吉君

砂田 重民君 西岡 武夫君

古屋 亨君 坊 秀男君

村上信二郎君 村山 達雄君

山下 元利君 吉田 重延君

阿部 助哉君 佐藤觀次郎君

平林 剛君 武藤 山治君

河村 勝君 玉置 一徳君

広沢 直樹君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官 倉成 正君

大蔵省主計局次 海堀 洋平君

長 運輸政務次官 金子 岩三君

委員外の出席者

内閣総理大臣官 岸野 駿太君

房参事官 大屋敷行雄君

總理府恩給局恩 津吉 伊定君

給問題審議室長 寺本 力君

大蔵省主計局給 自治省行政局公

与課長 務員部福利課長

参 考 人 中尾 博之君

参 考 人 博之君

参 考 人 博之君

参 考 人 博之君

参 考 人 博之君

参 考 人 博之君

五月十七日

委員岡澤完治君及び小川新一郎君辞任につき、

その補欠として玉置一徳君及び広沢直樹君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員福永一臣君及び玉置一徳君辞任につき、そ

の補欠として西岡武夫君及び岡澤完治君が議長

の指名で委員に選任された。

五月十五日

音楽、舞踊、演劇及び映画等の入場税撤廃に関

する請願(熊谷義雄君紹介)(第五四三三三号)

同(坂田道太君紹介)(第五四三三五号)

同(中企業に対する国民金融公庫の融資制度改善

に関する請願(佐々栄三郎君紹介)(第五四三三六

号)

同(島本虎三君紹介)(第五四三七号)

同(武部文君紹介)(第五四三八号)

同(浜田光人君紹介)(第五四三九号)

同(井上泉君紹介)(第五四四三三三三)

同(下平正一君紹介)(第五四四四号)

同(西風麩君紹介)(第五四四五号)

同(五月十六日)

音楽、舞踊、演劇及び映画等の入場税撤廃に関

する請願(荒木萬壽夫君紹介)(第五九〇五号)

同(神田博君紹介)(第五九〇六号)

同(山親義君紹介)(第五九〇七号)

同(邦楽器の物品税撤廃に関する請願外十五件(永

山忠則君紹介)(第五九〇八号)

同(台湾省民の凍結預金払戻しに関する請願(山中

貞則君紹介)(第五九〇九号)

同(中小企業に対する国民金融公庫の融資制度改善

に関する請願(佐々栄三郎君紹介)(第五九一〇

号)

同(古川喜一君紹介)(第五九一一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とデンマーク王国との間の条約の実

施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特

例等に関する法律案(内閣提出第七一号)(参議

院送付)

昭和四十二年度における旧令による共済組合等

からの年金受給者のための特別措置法等の規定

による年金の額の改定に関する法律等の一部を

改正する法律案(内閣提出第六二二号)

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済

組合法に規定する共済組合が支給する年金の額

の改定に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第七四四号)

国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共

済組合法の一部を改正する法律案(武藤山治君

外十一名提出、衆法第一八号)

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律

案(武藤山治君外十四名提出、衆法第一七号)

○毛利委員長代理 これより会議を開きます。

委員長所用のため、指名により私が委員長の職

務を行います。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とデンマーク王国との間の条約の実

施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特

例等に関する法律案を議題といたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とデンマーク王国との間の条約

の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税

法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避

のための日本国とデンマーク王国との間の

条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び

地方税法の特例等に関する法律

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との

間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する

法律(昭和三十四年法律第五十二号)の全部を改

正する。

(趣旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する

二重課税の回避のための日本国とデンマーク王

国との間の条約(以下「条約」という)を実施

するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三

号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及

び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特

例)

第二条 デンマークの居住者(所得税法第二条第

一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号

に規定する外国法人(同項第八号に規定する人

格のない社団等を含む)で、デンマーク王国の

条約第四条第一項に規定する居住者であるもの

をいう。以下同じ)が支払を受ける条約第十条

第一項に規定する配当で同法の施行地にある源

泉があるもの(その者の同法の施行地にある条

約第五条に規定する恒久的施設に帰せられるも

のを除く)に対する同法第七十条、第七十七

九条又は第二百三十三条第一項の規定の適用につ

いては、これらの規定中「百分の二十」とある

のは、「百分の十五」とする。ただし、当該配

当のうち条約第十条第二項(ロ)の規定に該当する

ものに対する同法第七十九條又は第二百十三

條第一項の規定に適用については、これらの規

定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

(利子、使用料等)に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第三条 デンマークの居住者が支払を受ける条約第十一条第一項に規定する利子又は条約第十二条第一項若しくは第六項に規定する使用料若しくは収入で所得税法の施行地における源泉があるもの(その者の同法の施行地にある条約第五条に規定する恒久的施設に贈せられるものを除く。)に対する同法第七十条、第七十九条又は第二百三十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2 前項の規定は、同項に規定する利子、使用料若しくは収入に対し所得税を課せず、又は当該利子、使用料若しくは収入に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当、利子、使用料等)に対する申告納税に係る所得税の軽減)

第四条 所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる非居住者に該当するデンマークの居住者である個人が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該各号に掲げる所得に係る収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

- 一 第二条に規定する配当に係る所得 百分の十五
- 二 前条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得 百分の十
- 2 デンマークの居住者である個人(前項に規定する者を除く。)が前条第一項に規定する利子又は使用料で所得税法第六十一条第一号に掲げる所得又は同条第三号に掲げる対価に該当する

もの(その者の同法の施行地にある恒久的施設に贈せられるものを除く。)に係る所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子又は使用料の金額の合計額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3 前二項に規定する所得税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額に相当する金額から、当該所得が生じた年分として計算した場合における所得税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

(配当、利子、使用料等)に対する法人税の軽減)

第五条 法人税法第四十一条第一号に掲げる外国人に該当するデンマークの居住者である法人(同法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該各号に掲げる所得に係る収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

- 一 第二条に規定する配当(次号の配当に該当するものを除く。)に係る所得 百分の十三
- 二 第二条ただし書に規定する配当に係る所得 百分の八・七
- 三 第三条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得 百分の八・七
- 2 デンマークの居住者である法人(前項に規定する者を除く。)が前条第二項に規定する利子又は使用料に係る所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子又は使用料の金額の合計額の百分の八・七に相当する金額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3 前二項に規定する法人税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における法人税額に相当する金額から、当該所得が生じた年分として計算した場合における法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

(配当、利子、使用料等)に係る地方税の課税の特例)

第六条 デンマークの居住者である法人に対して課する次の各号に掲げる地方税については、その課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額に係る税率は、それぞれ次の各号に掲げる税率とする。

- 一 道府県民税の法人税割 百分の五・八
- 二 市町村民税の法人税割 百分の八・九
- 三 都民税の法人税割 百分の十四・七
- 2 前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該所得に対応する部分の金額として同条第三項の規定により計算した金額から同条第一項又は第二項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。
- 3 二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一条の十三第一項の規定によりその法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。
- (双方居住者の取扱)
- 第七条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で条約第四条第二項の規定により条約の適用上デンマーク王国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法(第十

五条及び第十六条を除く。)、地方税法(道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税に係る部分に限る。)及びこの法律の規定を適用する。

(双方居住者の取扱)等地方税に係るものに關する手続)

第八条 大蔵大臣は、条約第四条第二項の合意をする場合又は地方公共団体が課する租税に關し条約第二十五条第二項の合意をする場合には、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

2 自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

(実施規定)

第九条 第二条から前条までに定めるものは、か、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

附則

- 1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。
- 2 第二条及び第三条中所得税法第七十条及び第七十九條の規定に係る部分は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは収入について適用し、同日前に支払を受けるべき改正前の所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(以下「旧法」という。)第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は利子については、なお従前の例による。
- 3 第二条及び第三条中所得税法第二百三十三条第一項の規定に係る部分は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは収入で施行日以後に支払われるも

のについて適用し、施行日前に支払われる旧法第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は利子については、なお従前の例による。

4 第四条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

5 第五条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

6 第六条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

理由

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約が改正されることとなつたことに伴い、デンマーク王国の居住者が支払を受ける配当、利子、使用料等に対する所得税の税率の特例措置の内容を改めるとともに、道府県民税、市町村民税等の税率の特例を定める等所要の規定の整備を図るため、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律の全部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○毛利委員長代理 政府より提案理由の説明を聴取いたしました。倉成大蔵政務次官。

○倉成政府委員 たいだいま議題となりました所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律案につきまして、提案の理由及びその内容

を御説明申し上げます。

政府は、さきにデンマーク王国との間の租税条約に署名いたしました。この条約の締結の承認については、別途今国会において御審議を願つているのでありますが、この条約は、昭和三十四年三月に両国間で調印された現行租税条約を全面的に改定するものであります。現行条約を国内において実施するための特別の法律として所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のため日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律があるわけであり、現行条約の改定に伴い、これにつき所要の立法措置を講ずるため、現行特例法の全部を改正する必要があるもので、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

まず、非居住者または外国法人の取得する配当、利子及び工業所有権等の使用料に対する源泉徴収所得税に關する事項であります。

わが国の所得税法により、非居住者または外国法人の取得する配当、利子及び工業所有権等の使用料につきましては、二〇%の税率により源泉徴収所得税を徴収することになっております。

しかるに、このたびの租税条約により、配当につきましては親子会社間のもを除き一五%、親子会社間の配当、利子及び工業所有権等の使用料につきましては一〇%を、それぞれこれではなからんとされております。

そこで、これらの所得に対する源泉徴収所得税の税率を、それぞれその条約上の最高限度である一五%及び一〇%と定めることとするものであります。

次に、非居住者または外国法人のうち、わが国に支店等を有しているものにつきましては、国内法では、配当、利子及び工業所有権等の使用料にかかわる所得と、これら以外の他の所得とを合算して課税するたてまえになっております關係上、

配当等につきましては租税条約で定める制限税率をこえて課税されることとなる場合がありますので、その点を考慮して、総合課税の場合の税額につき、租税条約の規定に適合するよう、所要の軽減措置をとることとしたてしております。

なお、この場合、このたびの租税条約におきましては、住民税をも条約の対象とすることとなつておりますので、総合課税の場合の軽減措置を講ずるにあつては、法人税割の住民税をも含めて制限税率をこえることのないよう、所要の措置を講じております。

その他、このたびの租税条約を実施するにつきまして必要な事務取り扱い等につき所要の規定を設けております。

以上この法律案の提案の理由及びその内容を御説明いたしました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○毛利委員長代理 これにて提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○毛利委員長代理 次に、昭和四十二年における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二年における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律の一部を改正する法律案、武藤山治君外十一名提出の国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、武藤山治君外十四名提出の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。

なお、本日は、参考人として国家公務員共済組合連合会理事長中尾博之君が出席されております。只松祐治君。

○只松委員 時間がありませんので、問題点だけ御質問をいたしますから、答弁のほりもできるだけ実質的なお答えをいただきたいと思つてます。

まず最初に、公的年金のスライド制について、私たちは長い間、また常にいろいろ意見を申し上げてまいりました。したがって、私たちが、これを少なくとも本年度内に実質的な検討をし、具体的な措置を講じてもらいたい、こういうことを結論的に申し上げてきておるわけでございますけれども、本年度内に具体的な結論が出ますかどうか、出たならば直ちにその方向に向かつて善処されるかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○大屋敷説明員 この問題は、総理府の審議室というところがございますが、そこでやっておるわけなんです。

○岸野説明員 室長がちょっと所用のためおくれしておりますので、かわりましてお答えいたします。

ただいま御指摘ございました公務員年金制度連絡調整会議につきましては、御承知のように、スライドの問題を鋭意検討しているわけでございます。しかしながら、検討の過程におきまして、各種年金制度におきまして共通部分と個別部分、これにつきまして、それぞれ制度に沿革等がございます。まして、かなり差異がございます。共通の部分と特殊の部分とを仕分けをするという検討に現在追われておまして、この検討が終え次第、具体的なスライドの問題につきましてもすみやかに検討を加え、できるだけ各種制度共通の尺度を見出すべく、私ども会議の事務局としまして、早く結論が出ますように取り進めておる段階でございます。

○只松委員 今年度中に出るのですか、どうですか。

○岸野説明員 社会保障制度審議会からの申し出も、一兩年中に結論を得るようという申し出でございます。私どもの気持ちとしては、できるだけ早く、少なくとも本年度中には結論を出したい、会議の事務局としての私どもの気

持ちはそういうことで、各省に對しましては、そのような方向でもって討議を急いで進めていたいただきたいということをお願いしております。

○只松委員 ぜひ本年度中に結論を出したいので、よく御努力をお願いしたいと思います。

なおその際、これもまた非常にこまかいことですが、増額のしかたについて、これはいままでのいきさつなり沿革なりいろいろありますから、複雑なこともわからぬわけではありませぬけれども、受け取る人間、受け取る自分が、今度スライドした、あるいは今回の場合もそうですが、なかなか複雑で実質上自分が幾ら増額になるか、スライドになるかわからないということが実態のようですね。したがって、これはその事務を担当している人の中にもそういう意見が非常に強いわけですが、受け取る本人が少なくとも今度は自分では幾ら上がるのだ、幾らスライドするのだ、増額になるのだということがわかるように、ひとつ簡略化といいますが、あるいはもう少しまとめたといいますが、一本化をするといいますが、そういうことをしてくれという要望が事務的にも非常に強いわけですね。それから受け取る人間も、自分が今度大体幾ら上がるのやらわからない、こういうことはもうすでに時間がありませぬから言いませんけれども、春闘で賃上げがあると、何%アップになる、今度幾ら上がるということが、受け取る人が自分でわかるわけですね。ところが年金の場合、給料、俸給をもらうのが終わって、そして今度は年金で生活をしていくという段階になってきてアップになっても、自分の受け取る額がわからない。ごまかされているのやら何されているのやら、まさかごまかしているのじゃないかと思ふのですけれども、とにかくわからない。きてみる、なるほどこれだけ上がったのかというのでは、これはありがたいも少ないわけですね、これはどうせそこにあつておる皆さん方もおもしろいなるわけ、そのときになかなかわからないというのでは困るわけですから、もう少し簡略化を

するということではできないのですかどうですか。

○岸野説明員 個別の制度の改定につきましては、それぞれ沿革がございますので、私から一括して御説明、お答えするのはどうかと思ひますが、ただ、スライドの規定を適用いたしまして、過去既裁定年金につきまして上げるといふような場合におきましては、できるだけスライドの中身が、たとえば物価であるとかあるいは給与の改定分であるとか、あるいは国民生活の上昇分であるとかというようなものが、比較的簡単なものさしでわかるようなことでもって、各々年金を簡単なものさしでかつ共通なものをつくりたいというところで、私ども協議会の事務担当者の段階ではそういう話し合ひを進めていきたいというぐあいに思つております。しかしながら、それぞれの制度はいろいろ複雑でございますので、具体的な問題につきましても改定する部分、実際の事務取り扱い上の問題につきましても、また先生の御趣旨もございまして、それぞれ各関係省庁間の担当者とお話をいたしまして、そういう方向でもって進めたい、こういうぐあいに思つております。

○只松委員 いろいろ沿革があつて、既得権益を侵害したり喪失したりするといふようなことは困るという意見が出ると思ふのですけれども、しかし、今度スライド制についてある程度の根本的な検討を加える、こういうときにでもいまいやうなものも直していかないと、なかなか受給者からいふこともできないと思ひますから——税法とこの共済法が一番わからないといわれております。実質、私たちが見てもなかなかわからないわけでありまして、ぜひひとついまいやうな御努力をお願いしておきます。

それからもう一つ、大体いままでの慣例としては十月からアップになるわけですが、その場合には、三カ月ごとの支払いになります。共済の場合には九、十、十一、十二、これを二回に分けて支払

うといふような事務的ないろいろな繁雑さ——事務的といふことは、結局受け取る側もいわずかなアップを二回に受け取る、こういうことにもなるわけですね。したがって、そういう点も何か恩給に合わせるのか、あるいはそういう上がる時だけ四カ月一緒にまとめてするとか、何か便法を講じて、どうせ受け取りに行かれる方はお年寄りの方とか遺家族の人とかが多いわけですから、こまかいことでも受け取れどもそういう点にもひとつ配慮をさせていただきたいと思ひます。よろしゅうございませぬか。

○津吉説明員 公的年金全体を通じて全般的に調整するべき事柄であると思ひますが、御指摘のように、われわれのほうの支払い期というのは先生おっしゃるとおりでございます。これは支払いの窓口等の問題もございまして、その辺受給者の御都合ということもございまして、いずれも総合勘案いたしまして、適切な結論を出したいと思ひ存じております。

○只松委員 次に、これもほかの議員もたびたび申し上げましたし、私ども申し上げてきておる事柄ですが、連合会の構成、またその内容、運営、そういう問題について近代化といふことが民主化といふことが、すばり言ひならば組合員の多数意見といふものが、上にいけば上にいくほど逆ピラミッドで代表意見が出てきていない、発言するチャンスがないということが指摘されておるわけでございますが、ぜひひとつ圧倒的な多数を占める組合員、いわば職員組合に参加しておるような人々の意見が、自分たちの社会保障の大きな柱であります共済の問題についても意見が述べられる、意見が反映してくるというようにすべきだと思ひます。今回は附帯決議にもつくわけでございますけれども、実質的にこれは推進していただきたいと思ひますが、これは大蔵省当局の意向とともに、運営の衝に当たつておられる連合会の意見も聞いておきたいと思ひます。

○津吉説明員 先生御承知のような、連合会の法令上定められておる組織がございまして、おっしゃ

いますような面がございまして、従来から加入組合員の意向が十分反映されるような措置というのを検討しながら進めつつあるところでございまして、さらに御要請を検討いたしまして、適切な運営をはかりたいというふうに存じております。

○中尾参考人 御質問の御趣旨のあるところは私もよく理解いたしております。これは前々からいろいろ御議論のあつたところであるといふこともよく承知しております。そういうような意味におきまして、私といたしましては、連合会の仕事は法律に基づく仕事でございますが、その中で福祉関係といふのは実際にお使いになる公務員の御要望に一番即したものでなければならぬということが一番大事なことで、そういう意味でそれらの御意見を十分に反映できるようなぐあいに仕事をやつてまいることがぜひ必要である、こういうふうに考へております。

ただ、私のほうでできますことは運用の問題でございます。したがって、制度の問題になりませんと私のほうでは実はどうしようもない。私どもは制度をちようだいたしまして、それを誠実に運営してまいりたい、こういうふうに考へております。そういう場合の考へ方の基本は、いま私が申し上げましたような心がけでまいりたい、かやうに考へておる次第であります。

○只松委員 こういふ席でいかかと思ひますけれども、この共済組合の連合会の運営、いろいろな動向といふのは、前の今井さんのときよりもむしろ向きの姿勢になつてきたのではないかと、こういうことがよく巷間伝えられております。法律もさることながら、やはりいろいろなものの運営は人にあるわけですから、世界の情勢といふのはいかに社会保障制度の拡充に向かつて進んでおるか、先進国家がそういう問題をいかに重要視しておるかといふことを十分考へておる——やはりそういうことがささやかれるような後退があるのではないかと、非民主化をしておるのではないかと、こういうことがささやかれることがないように、連合会としてもぜひひとつ御努力をしてもらいた

い。これは意見として私は申し上げておきます。次にお尋ねをいたしますけれども、国家公務員も、それから地方公務員についても、国家公務員三年間の平均が大体とられておきます。ところが組合においては、公企体あたりは最終俸給だけ、こういふことです。同じ国民が法のもとに、こういふふうな不平等であることもさることながら、いま御承知のように毎年毎年賃上げが行なわれております。物価が上がると、インフレが進んでおきますから、三年間ほとんど俸給が上がらないというところならば別ですけれども、毎年毎年上がって、さらに退職後もほとんど物価が上がると、インフレが進んで名目賃金も上がるといふことは、依然としてこの過去三年間平均だといふことは、これは論理的にも実際のにも合わないことだと思ふ。過去の三年間じゃなく、退職した後から三年間というくらの気持ちで本来のこの共済制度を運用していく精神だと思ふ。老後を安定させるために。将来の三年間は不確定なものですから、実質上道理がないわけではなけれども、あとすざりして三年間にするのではなく、少なくとも現時点において、退職時において、将来上がる、必ず上がって行くわけでしょう。いまわれわれも考えてもまだ上がっていくわけですから、それをあとすざりして三年間の平均をとるのでなく、最低限退職時における給与額を算定の基礎にする、こういうことにすべきだと思ひます。ひとつそういう御努力をしていただきたいと思ひます。いかがですか。

○津古説明員 御指摘になりました給付水準を高めたという面におきましては、われわれもさかたでないのでございますが、すでに先生御承知のように、各種の公的年金におきましてその年金の基礎となります報酬あるいは俸給といふものは、先ほどの総理府からのお答えのように、種々ばらばらでございまして、差異があるわけでございます。また反面、そういう給付水準の問題とともに財源負担という問題がございまして、直ちに、いずれの基礎額によるべきであるかということ、早計には結論を出したいところでございまして、

したがうして、公的年金の全体の中における検討ということが当然必要になるわけでありまして。たとえは引かれまして公企体の関係では、最終俸給が基礎になっておりますけれども、反面では、これも御承知のように、退職金につきましても調整ということを行なっておりますので、そういうことがあつてしかるべきであるかどうか、基本的に検討いたしますと、給付の水準とともに、退職にかかわる諸給付あるいは住宅対策等々、退職後における処遇というものも総合的に考えなければいかぬわけでありまして、これらを総合勘案いたしまして、鋭意、水準はもろんでできるだけよくなるように検討したいと思ひます。

○寺本説明員 地方公務員共済制度は、先生御承知のように、国家公務員の共済制度に準じてつくられておるものでございます。仕組みその他給付の内容等すべて国公共済と同様になっておるわけでございます。したがうして、先ほど給与課長のほうから御説明ございましたように、他の公的年金制度、特に国家公務員共済制度の歩み方というものと歩調を合わせてまいらなければならぬもの、さうして考えておる次第でございます。○只松委員 それおは國家公務員に準じて、あまり先んじてやたらおられるかしれませんけれども、やはり民主主義の観点からは、地方自治体は地方自治体の独自の権限というのを持っておるわけですから、自主的にひとつやっていたらいい。しかし、さうおっしゃるならば、たとえば臨時職員の問題につきましても、国家公務員でなく、年金の通算の場合に任用後六カ月たてば適用になる。ところが、地方公務員の場合は一年になっておきますね、十二月。これなんかあなたが言つたことと全くうらはらで、国家公務員が六カ月ならすくひと六カ月にしたらいいでしょ。こう

いうところは悪い意味の独自。いい意味の独自で三カ月にしているなら別だけれども、悪い意味の、国家公務員にも準じないで独自なことをしておる。だから、その場の答弁をしないで、私が言うように、独自にやはり地方自治体関係は地方自治体関係でやりなさいといふことを言つておる。独自にやるべきです。それならあなたの言つたとおりの準じてということになるならば、やはり当然に地方公務員の場合には六カ月にすべきだと思ふ。さういふ強い要望があることも御承知のとおりと思ひます。なされませうか、どうです。

○寺本説明員 臨時職員の期間の取り扱いにつきましても、先生御指摘のように、国と地方の場合若干異なつておられます。一年をカットして、しかもその後の給料月額が五十六百円以上、さういふワケを地公のほうでははめておるわけでありまして、国のほうでは期間が半年カットということになつておるわけでありまして。国共のほうは非常に有利な取り扱いとなっております。確かにさういふ面をながめてまいりますと、先生おっしゃることごもつともであるわけではございませんが、ただ、国の臨時職員の場合は、給与の支弁につきましても国の予算上明確になされておる。したがうして、その実態の把握ということが比較的容易であるわけでございます。ところが、地方公務員の場合でございますと、失対の労働者から臨時職員になる、あるいは非常勤の学校の給食婦から臨時職員に切りかえられるもの、さうした雑多な種類のものがございまして、一がいにその実態を把握することが困難であるわけでございます。しかしながら、従来国会におきましていろいろ御指摘を受けておる点でございますが、地方公務員の制度が国共の制度に準じて歩まなければならぬという性質のものでもございまして、われわれとしてしましては、さういふ点につきましては近く実態調査をやりまして、その結果を明らかにいたしましたところで政令の改正を行なう、さういふ気持ちでおるわけでございます。

○寺本説明員 国家公務員の共済組合の取り扱いは大体同様の取り扱いに改めたい、さういふうたいを考へておるわけでございます。○只松委員 自治省の方にもう一点お尋ねをしておきたいと思ひます。短期掛金の問題についてもいろいろ要望が出ておられますが、その中で医療関係で政府管掌の健保よりも比較してなにか高い、さういふ面があるわけですか。ほんとうはさういふ面があるかどうか論議してお答えを聞きたいところで、一切省略いたします。ひとつさういふ面については、他の単位共済との関係もあるし、あるいはさういふことでは組合員が不利益を受けるわけではございませんから、さういふことがあつた場合には、もつと大蔵省と折衝をして國のほうからめんどうを見させるなり、あるいはあなたの方でほかの知恵があるならば考へて、さういふことで組合員に不利益がなないように努力をしていただきたいと思ひます。

○寺本説明員 地方公務員共済組合の短期給付の掛け金率と申しますものが、政管健保の千分の七十という率率をこえておるといふ御指摘でございます。確かに地方公務員共済組合の中で、市町村の職員で構成しております四十六の共済組合の中には、政管健保の料率は千分の七十でございますが、これを共済に換算いたしますと、約千分の九十四になるわけでございます。その千分の九十四というものをこえておられますものが十五組合ばかりあるわけでございます。この財政対策という問題につきましては、われわれとして従来あれこれと検討をいたしてまいつておるところでございます。ある時期におきましては国庫補助金を要求しようといふことで準備をいたしたこともございまして、また現在、医療保険制度の抜本改革の問題の一つとして

考えられておりますよ。な財政調整の制度を市町村共済相互間でやらせようということで、市町村の職員をもって構成しております組合の連合会がございまして、この連合会の機関にはかつたことあるわけでございます。しかし、この財政調整につきましては、組合間の利害が必ずしも一致しないわけでございます。なかなかどうも一致しなかつたというふうなこともございまして、またそのほかに、特に高い組合員に対してだけある一つの歯止めを前提といたしまして、市町村が補助金を出すというふうなことも検討をいたしておるところでございます。あれこれ総合的に財政対策という面につきましては力を入れて検討を続けてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○只松委員 ぜひひとつ、いま私が指摘し、お答えになった問題については、少なくとも一般の小企業やなんか加わっている政府管掌よりも不利益になるといふようなことがあった場合に、自治体でめんどろを見るか、国のほうでめんどろを見るか、それは皆さんが研究され、努力されることとして、そういうことがないようにひとつ御努力をお願いしたいと思います。

最後に、これも附帯決議の中に出てまいりますので、要望したいになります。今度地方公務員に定年制が実施される、五十七、八歳で今度は首になる、こういう状況が今国会にもあらわれてきている。もちろん私たちはこれに対して強く反対をいたしております。特に国家公務員の場合は五十五歳、地方公務員の場合は五十七、八歳、そこで、いろいろな社会保障制度は六十歳以降、よく五十五歳から六十歳までは人生の徒歩連絡、こういうことがいわれます。いわゆる退職後いろいろ問題にぶつかりますし、悩むわけですが、高級官僚で、すぐどこにでも天下れるという場合なら別ですけれども、一般の組合員はなかなかさういうわけにはまいらない。その間に不幸に病気をしたり何かいたしますと、これはたいへん不安な状態を来たすわけでございます。退職後少なくて

もそういう収入も少なくなったり、なくなったりしているときに、突然病気が発生したとしても、それは長い間の労働をした一つの集積、宿病としてあらわれる場合が多いわけですね。また、勤務中からある病気もあるわけでありまして、こういう面の医療給付については、もっと長期的にめんどろを見るように、具体的な措置を講ずべきでありまして、これも多少前進といえますが、前向きの方角で検討されておるわけでございますが、さらにこの面について、いま言うようにいろいろなことがあるけれども、少なくとも病気がけぐらいは、まあやめてかかっても何とかいまままでおりめんどろを見る、こういうことぐらひは私はやるべきだと思つて、この点についてさらに格段の努力をお願いいたします。時間がありませんので、私の質問を終わりたいと思つて、ひとつその点について、政務次官のほうから答弁だけは承つておきたいと思つておる。

○倉成政府委員 退職後の医療給付の問題につきましては、私も国鉄の退職者の方々の他からいろいろお話を伺つておる。現行制度につきましては、只松委員御承知のとおり、在職中から療養を行なつていた疾病については、療養開始後五年間継続して給付をするということになっておるわけでございます。しかしながら、それからまた任意加入の制度もあることも御承知のとおりであります。しかし、まあ退職時には健康であつて、退職後発病したときに、昔かかつておつた病院が非常になれておるから、そこで療養させてほしい、また、それによつて保険給付を受けたいといふことは、人情としては非常によくわかるわけでありまして、やはりいま国民健康保険の制度ができておる今日、退職後も退職前と同様の扱いをするということになりますと、保険制度全体の根本に触れる問題になってまいりますが、情においてはよくわかるわけでありまして、制度としてこれを取り上げるには、非常に困難な問題があるかと思つておるわけでございます。

「毛利委員長代理退席、金子(一)委員長代理着席」
したがしまして、現在厚生省で制度全般の問題を取り上げておるわけですね、やはりさういふ退職後のいろいろな方々の気の毒な問題、また、負担能力が非常に少ない方々の問題を、国民健康保険その他と関連して、どう取り上げていくかという問題は、やはり制度全般の問題で検討していただくべきことではなからうかと思つておる。そのほうで検討をわすらわれないと思つておる次第であります。

○只松委員 前向きで検討するという御答弁がな以上、再質問をせざるを得ないのだけれども、さういふことは私たちがわかっているわけですね。ただ、いま一言言いましたように、これは根本的には定年制の問題から何から全部関連してくるわけですね、五十五歳で首になつて、たまたまい職があればいいけれども、さうでなくて病気になるたいろいろな問題があるわけですね。だから、社会保障制度なり定年制なり、さういふ制度の問題も全部この問題と関連してくるわけですね。さういふことであるから、まあ少なくとも長い間そこで働いておつたなら、日本の場合、終身雇用制度が多いわけですから、当分はそこでめんどろを見ることが多いこと、これは制度問題を論ずる前に、人情的にも考えるべきではないか。それを、もつと前向きで考えていただきたい、さういふことを言つておるわけですね。時間がありませんから、さういふ問題全部を論議して詰めておるわけではございませんが、ぜひひとつさういふ面を前向きでお考えをいただきたい、さういふふうに要望をいたしておきます。

○金子(一)委員長代理 武藤山治君。
○武藤(山)委員 割り当て時間が四十分しかありませんから、答弁者側はひとつ簡明率直にお答えいただきたいと思つておる。

最初に、連合会の理事長である中尾さんにお尋ねをいたしたいと思つておる。御承知のように、従来共済連合会は、今井一男

さんが、二十年間にわたり理事長としてそれぞれ運営の任に当たつてきたわけでありまして、この二十年間に、一つの慣例というか、運営のビジョンというものが何か定着していたような気がするわけでありまして、中尾さんになつてから、この連合会の運営がどういふ方向に指導されていくのだから、また、中尾理事長の共済に対する考え方、ビジョンはどういふものであろうか、さういふ点をまず明らかにしないと、今後の連合会運営についてのいろいろな不安、摩擦、組合員の心配といふものがあろうかと思つておる。

○中尾参考人 実は、きょうはさういふことをお尋ねにあずかるのかと思つたが、さういふ施政方針的なことであると予期しておりましたので、整理したものを頭の中に持つておるわけではございませんけれども、お話をさせていただきます。思ひつきますに、日常の私の心がまえを申し上げたいと思つておるが、即席でございますから、多少不備であるかもしれません。

まず第一は、ビジョンというお話でございますが、本質的には、私は私なりのビジョンがございまして、それは、共済制度を運用いたしました、これを制度の目的とするところに従つて最も効率よく運営していくことに尽きると存じます。内容が少し形式的な表現になりましたが、共済はいろいろな面におつたおるわけでございますが、非常に複雑なものですので、実は私も、本質的にまだ理解がたいところが多いと思つておる。社会保障の面もございまして、職場の一つの設備という点もございまして、それから、一面において、給与的な面も非常に強いものがございます。また、福祉施設にいたしまして、組合員の方々の現実の労働条件というものと密接な関係があると思つておる。さういふような、一口で言いがたい非常にむず

かしいものでございますが、しかし、いずれにいたしましても、法律でその仕組みができておるきわめて大事な制度でございますので、この制度の趣旨を体しまして、円滑に、効率的に運営いたしていくというところに全力をささげたいと考えておるのでございます。

なお、ちょっと先ほどから、理事長がかわったのでどうこうというお話がありました。前の御質問にもそれらしきことがございましたが、それらの点につきましては、私は、きわめて忠実なこの制度の運営者でありたい、誠意をもって、善良な管理者として効率的に運営していきたいというところに尽きるのでございます。

それらの点で、あるいは多少従来のやり方とは変わった感じを持たれるかもしれませんが、たとえば、制度の問題につきましては私先ほど答弁というか説明を申し上げたのでありますが、制度そのものを論ずることの立場、政策を論ずることの立場というものは、私個人といたしましてはいろいろございまして、あるいは学識経験というところでその意見を求められる場合でありますれば申し上げるべきことも必ずしもなくはございませんが、現在の制度における連合会の理事長としての立場に立ちますなら、まず与えられました制度そのものを忠実に生かしていくことが一番であると思っております。それ以上の議論を連合会の理事長といたしましてこれを要望するとかあるいは主張するとか、あるいは何人かに約束するとかいうようなことにつきましては、その妥当性があるかどうか、政府あるいは国会の先生方その他それぞれ政治的な妥当性をもって御議論になる立場と私はいささか違ひます。そういうことで、そういう点は私は分を守るべきであるというふうに考えます。そのかわりといつてはおかしいですが、制度をちよらだいたしましたならば、その趣旨に従いまして全力をあげてこれを効率的に忠実に実施していきたい、かように考えておるのでございます。

○武藤(山)委員 いまのあなたの施政方針演説には非常に重大な問題が含まれておるわけでありま

す。まことに不満でありまして、その第一点は、あなたは効率よく運営していくのだ——確かに効率よく運営することは非常に重要な一つのかねめでありまして、同時に、民主的な運営をしなければいけません。そういう問題の配慮があなたが理事長になってから欠けておるのであります。はたせるかな、その表現があなたの施政方針の中に含まれていなかった。これはまことに不満であります。

第二点の、制度を忠実に守ればよいのだ、法に定められたものだけを守っておればそれでわしの分は足るので、こりい認識についてもまことにこと足らぬさびしい感じがいたします。その制度がほんとうの意味でうまく活用され、その制度自体がほんとうに実現されておるならば何をか言わんやであります。あなたが理事長になってから、その制度自体も忠実に法の精神が守られておらぬのであります。あとで具体的に指示しますが、そういう点から、あなたのいかに方針といふものはどうも私には好ましい理事長の態度だといへないものであります。時間が四十分でありますから、具体的な問題について指摘をしながらあなたの見解をただしていきたいと思つてあります。

いままで今井理事長は、この大蔵委員会に出席をして再三答弁した中で、いまの評議員会、理事會という中に大多数の組合員の意思をすなおにストレートに反映する役員が少ないことを認め、しかし、いまの段階で直ちに理事会なり評議員会なりに労働組合の代表を含めるといふことは、いろいろな過去の長い歴史の中からむずかしい問題がある。だからといって、これを放置して組合員の意見を反映させないといふことはよくないと思つて、だから、運営協議会なる仮称のものを設置して、これならば定款変更程度で可能であるから、運営協議会なるものをつくつて組合員の意見を反映させたい、こりい答弁を国会において行なつております。同時に、先ほど給与課長もそういうものができそらだといふことの意味深長な

答弁をこの委員会で只松君にいま答えております。しかも、その運営協議会は、昨年八月、九月に今井理事長が組合代表と会見をして、それらのものをつくつていこうといふことを提示いたしました。それから、今日いまだこの運営協議会の問題が前進をしないといふことは一体どういふことなのか、あなたはそういうものをつくる意思がないのか、前任者の理事長の約束であるから、そういうものは私は行なうつもりがないとでも言うのか。最後のあなたのいまの発言の中に、何事か約束することとは妥当性があるかどうかといふ発言があった。このことは、その運営協議会の問題をさしての発言ではなからうかとも受け取れるのであります。あなたは一体運営協議会をつくつていこうといふお考えがあるのかないのか、明らかにしてください。

○中尾参考人 いろいろ御心配をいただいて恐縮でございますが、いま申し上げましたのはいささかお粗末でありまして、お答えしたとおりであります。効率的に行なうといふことは、まさに国家公務員の方々の実際の需要に合わせてむだのない仕事をすることでございます。そういう意味で、意味で実際に実情に合った仕事をしたいといふことでもあります。そういう意味におきまして、このいわゆる民主的な配慮といふことは、私は最も大事なことであると思つて、その点は申し上げたところでございます。

それから、次は運営協議会の問題ですが、この問題につきましては、率直に申し上げまして、私は非常に困惑いたしておるのでございます。国家公務員の皆さま方の実情が、率直に正確に私どもの計画に反映するといふことが絶対必要なのは、これはもう言うをまちません。したがって、それについてのあらゆる運用上許されるところのくふりは私どもつとめたい、こりいふふりに考えておることは明瞭に私は申し上げておるのでございます。

ただ、先ほどお話がございました前理事長が組合の方々、これは大ぜいおられますが、大体二つございまして、一つは国公の事務局長の岡田さんその他の方とお会いになって話し合いをされた場合、それからもう一つは、全農林の委員長でございまして渡会さんにお話しになりましたものと二つ記録が残っております。それによつて、私もそのような事実があったことはもちろん承知いたしております。そういう申し入れが運審からあったことも承知をいたしておるのでございます。ただ、その中におきまして、いま私どものほうは正規の機関がありますが、それが単なる判を押すだけだといふようなことになっておる点、しかもこれらは各省もこれを承知いたしておるというよりな前提でお話しになっておるのでございまして、大事な点でございまして、私も実は各省にそれらの点を念を押しておるのでございまして、どうもその点はこりいふふりにはなつておらないのであります。それが困つた点の一つでございます。

もちろんこりいふお話でございますから、前理事長もいろいろな段階を経まして、いろいろの形でおそらく何とか話をまとめるなり固めるなり、いろいろな了解を固めたい、こりいふふりに努力されたと思つて、思いますが、どうもそのところが前後いたしておりまして、各省のほうからこりいふような理解を持っておりません。この点私としては非常に苦慮するに足るのであります。なればそれはだめだといふのは、今井さんの御趣旨を没却することになりますし、そうかといつて各省が承知しないものをしていると私が強弁するのでは、また事実を反しますから、今後は動きません。

それからこれらのお話がありまして、いわゆる呼びかけをしておるわけですが、それでかわられたのでございますが、それに対するそれぞれの御回答が——正式にまだ私はお目にかかつたわけではございませんから、正式の回答といふか、回答の全容を示すものであるかどうかは存じませんが、

一応そういうような線に乗ろう、それで話し合いをしようというのですが、その話し合いの中には、さらに機構問題を含むところの民主化問題を議題にする。私が前理事長から話を伺っておったところでは、こういうような話し合いをもつて民主化というように形に考えておられたようです。しかし、この場においてさらに機構的民主化を含む話し合いをやるんだという前提でまたこの話を受けておられるようであります。この点も実は私としましては、運用できることならば責任を負いますが、機構をどうするかということにつきまして、組合の方と直接私はお話を申し上げることは、立場上おそれなくと余地がなからう。これは本来転倒でありまして、やはり一方で定められておることは、一方の妥当性と責任のある向きでお話し合い願いませんと、その点は私のほうにいたしましては立場上これに応じたいむずかしい立場でございます。それは私の立場の問題で、法律上の問題です。そこを御理解願いたい。

それじゃそういうものはだめかということですが、御返事をしますと、中尾というのはいまお話しになったように、何かそういう共済組合員の真意をそんたくすることについて非常に粗末に考えておる男ではないかというふうにとられるのは、私としてはまことに心外です。そこで私は非常に困っております。各省にも御相談しております。それから監督官庁の法律関係、このほうにもいろいろ意味を持つかということをお願いしております。それが実情でございます。

○武藤(山)委員 そすると、各省が反対しているというのは、具体的に何省と何省がその協議会をつくることについて反対しているのか。
○中尾参考人 反対をしていると私は申し上げておりませんが、この運営協議会できめたものを認証するよりに、ただ判を押すだけにするという点ですね、これを言っておられるということになっておるのです。その点が、そういうことで各省御承知でございますかということ私は関係課長会議でやったのですが、だれもそれを承知し

ていられる方がないのです。それ以外、別にどここの省が反対ということではありませんで、私の省ではそういうことを了承しているのだというところを御発言になる向きもございませんでした。
○武藤(山)委員 あなたは、これができれば正規の機関が判を押すだけになるんじゃないかと、今井さんのつくった要綱には全然うたがってないじゃありませんか。それは悪意に今井要綱なるものをあなたは理解しているからじゃないですか。まずあなたは、事実関係として今井要綱というのを読んだことがあるか、ないか。
第二には、昭和四十一年三月、今井理事長がそれを提起して、四十一年四月に協議会要綱についての説明を行なつて、国会では四十年三月二日にこの委員会ではつきり給与課長が次のように答えている。評議員会にかけの前、組合員の意見を十分聞くため、運営審議会委員の労使代表二名による議決機関の方法も考えられる。だけれども、それよりも協議会のほうがまだ当たりがなくていいだろうということ、今井さんはこういう案を打ち出したのですよ。この中のどこに書いてあるのですか。要綱を読んだのですか、はつきりしてください。
○中尾参考人 運営協議会(仮称)設置要綱案といふものは私のところにもございませんで、これは私も拝見はいたしておるのでございませんで。ただ、私が申し上げましたのは、これがほんとうかどうか存じませんが、私のほうの公式記録としまして、当連合会に実は記録があるのです。それが昭和四十二年八月十一日午後一時三十分から四時まで虎ノ門の共済会館におきます会合が一つ、それからもう一つございませんで、同じく四十二年八月に、これは十日でございますが、虎ノ門共済会館におきますところの関係の方の御会談がございませんで、その中につきり発言ですね、それを私は申し上げておるのでございませんで。この運営協議会設置要綱案なるものに私が申し上げたことが出ておらぬということ私は承知いたしております。しかし、これは実際にはどういふふうなも

のであるかということの相談もしておられるわけですが、その中にあるわけですが、さらにこれにもいろいろその実態といいますか裏といいますか、これは通り一べんで、表面のものです。実際の運用はこういうふうにするのだというふうな趣旨の御会合があるわけですが、その中に、たとえは労働組合が表面に全然出ないじゃないかというふうな質問に対しては、それはもう一つ裏になるのだというふうな御説明があったり、そういうふうな雰囲気の中で進んでおる、こう申し上げたのであります。

○武藤(山)委員 さらば、あなたはどうしようというのか、あなたは今後どういう態度をとろうとするのか、それを明らかにしていただきたい。
○中尾参考人 事柄は、いわゆる連合会の事業が組合員の要望に沿えるところに對しまして正確にそれに向かうようにするということ、私はきわめて大事なものであると思つて、その線に従つて努力いたします。ただ、私の立場といたしまして御理解いただきたいのは、やはり制度がございませんで、この制度に即していきませんで、なおこの制度を変えなければならぬということになったら、ひとつそちらのほうで御配慮の上お願いをいたしたい。いまのところ、私もこれを承知しては連合体といふような性格もあり、それから私自身が監督官庁の任命になっておるような関係もあり、なかなか一がいに申し尽くせる形ではありませんで、いろいろな性格が私どもに与えられております。それに即して私は最善を尽くすということであらうと思つて、ただ制度の問題、法律上の問題といふものにつきましては、単位共済組合あるいは御当局、あるいは国会の先生方といふような方々は、やはり十分な妥当性をもち御議論あるべきものと思つて、私どもはいわば法律に基づく受託された一つの装置であります。行政学的にいえばアパラタス。しかし、それがとかくの立法的な論議を推進的に申し上げるといふことには御遠慮があらうかというの

が私の感じでございます。しかし、実情を最前線においてよく承知いたしておるといふ意味におきましては、私も十分にそういうところの知識に接しておる立場にある者としての立場といふものはやはり心得ております。したがって、そういうふうな事案の面につきましていろいろお尋ねもございませんで、私もまたいたしましては、何と申しまして公務員の皆さま方の福祉のため、共済制度の発達のためにございませんで、関係者といまして十分に協力をいたさなければならぬ、こういうふうにご承知願つております。
○武藤(山)委員 あなたは答へ、よくわからぬ。運営協議会をつくる方向に検討を進めるといふのか、それともそういうものはいろいろむずかしい議事の中で応答があったから、それが全部理事長として個々に當たつて解消するまでは運営協議会なるものはつくる気がないというのか。国会の決議なんというものは全くそれはしろうとがきめているものであつて、わしはそんなものには縛られぬ、国会で附帯決議をつけたら知つちやわらぬ、こういう態度なのか。はつきり言つて下さいよ。あなたの答へ、さっぱりわからぬじゃないか。協議会をつくるのかつくらぬのか、どうなんでしょうか。
○中尾参考人 つくるとかつかつたらぬとかいうことをここではつきり申し上げる用意がないのです。というのは、これは非常に大事な問題でもありませんで、それから共済組合連合会でもありませんで、福祉事業なるものが国家公務員のためにかゆいところに手の届くものでなければならぬということ自体が私の基本理念でございますから、したがつて、そういうふうな態度に對して誤解を与えるような発言は、私としてはよくせきでなければできないのです。だけれども、いまここで申し上げておることは、前にこういういきさつもあり、その経緯を見ると、なかなか私の手に負えない問題がある、そこでたいへん困つております。
しかし、これをいまこういうわけで困つておりますと申し上げると、おそれなく、当時話し合つた

表という面におきましてやはり組合員数の多少というよりなことも勘案し、また、共済事業の実体的な評価ということも考えまして、文部省あるいは農林省、郵政省というふうな関係のいわゆる組合員代表というものが出られておるわけでございませう。そういう他の審議会という面からも勘案いたしますと、この際はやはり四選あるいは三選ということではなくて、もちろん永久にそれぞれの審査委員が固定的にその省のいわゆる株になるということでは毛頭ございせんので、その間組合員の意見を最も広範に代表し得るといふ面と、それから重複いたしますが、先ほど申し上げたほかの審議会委員の選出状況というものも勘案いたしまして、決して一方的にこれを任命したものでございせんので、御意見としては拝聴しておるといふこととさせていただきます。

○武藤(山)委員 一方的でないと言いますが、従来はちゃんと推薦した者を大蔵省は認めておいて、今回に限って推薦を、片方は三期任期が済んだから、二期済んだからという理由で、全く推薦されない別な者を選ぶというのには、いままでの慣例を破ったこととすよ。やはり民主的な運営を認めていくという方針なら、組合が出してきた者がもし好ましくなければ、この人は好ましくないのだがもう一回別な人を推薦し直してくれぬか、そして推薦し直した者を認めたらいいじゃないですか。それが民主的じゃないですか。違いますか。

○津吉説明員 おっしゃるとおりでございますが、今回推薦が出ました状況は、これは手続的なことを申し上げて恐縮でございますけれども、すでに任命手続が大詰まりにまいりました。任期中に任命されるところで、前どおりの委員を任命されたというところ、これはいま申し上げましたように、別段いわれる組合系統を毛ぎらして拒否をするという意図では毛頭ございせんので、先ほど申し上げた趣旨に基づいて選任いたしましたということとさせていただきます。

決を待つておるよりです。それから私は詰めて詰めて、質問は十点ばかりあるのがまだ二点しか終わらぬのですよ、あなたの答弁も長いから。そこで、今後任期が来たときに、こういう場合やはり従来のように推薦制をとってできるだけ組合員多数を代表する者の意向が反映できるようにする、今後はそういう配慮をする、従来の慣行どおり、こういうことを約束できますか。

○津吉説明員 従来の慣例とおっしゃいますのが労働組の推薦というものであったかどうかは、私おことばを返すようですけれども、いろいろ解釈のしようがあるかと思ひます。いずれにいたしましても、十分その余裕があります段階で組合員の意向を十分に代表する委員を選任したいという意向については変わりがないわけとさせていただきますので、十分検討したいと思ひます。

○武藤(山)委員 中尾さんもう一つ。あなたはこの間、共済組合連盟から連合会は脱退するということをきめたやに承つておるのですが、脱退をきめたのですか。

○中尾参考人 きめました。きめました。あれは手続上は私のほうでかつて脱退するわけにはいきませんが、内部の御承認がなければできません。したがって、その手続は残つておりますから脱退したということではございせんが、脱退をいたしたいという申し入れをいたしましたことは事実でございます。

○武藤(山)委員 いままで長い間、連盟の最も大きな母体としての連合会がなぜこの場になつて脱退をしなければならぬのか。理事長の見解どうですか。脱退しなければならぬ積極的理由をひとつ明らかにしていただきたい。

○中尾参考人 先ほど申し上げましたように、私も共済組合連合会の方の立場で実は申し上げておるわけでありませう。その立場から申し上げますと、これは法律に基づいてきた一つの機関でございます。私も任命制によつて任命されておるわけでありませう。それが、それ自体、言うならば広義の政府機関の機関、特別な監督を受けた機関でございます。

て、そういう立場からいたしますと、一方的な意見とあるは、あるいは若干の特権利益を代表するとか、あるいは極端にいはばプレッシャーグループとかいふ式の活動というものは、あらゆる施策においてあるわけだし、それはまた意味もあると思ひます。必要な場合もございませうが、それらの活動にどうも私はなじまない、私どもの団体といたしましてはなじまないというふうに私は考えます。その結果でございます。

○武藤(山)委員 それは、あなたが理事長にかわつたときに、そういう共済組合全体の横の連絡や意見交換のできる場から飛び出てしまつたというところは、何か一つの挑戦です。そう受け取れますよ。私はそこは、あなたのしかとした定見があつて、その連盟をぶつつぶすことをねらつてやるのか。あなたたちが抜けることによつてどういうことになるかというところはわかつておるでしょう。おそらくこれは厚生省の医療制度の改革の試案が提示されて、それに対して各組合が反対の意向をそれぞれ述べた、そういうことに対するあなたの感情的態度が、こういう連盟から脱退という処置に出たのではないか。これは推量ですがね。

こういふ点から、大蔵大臣はまことに不適任な理事長を選んだという感じがするのです。大蔵大臣、いまの共済組合連合会の中尾理事長をあなたは任命をしたのであります。どうも理事長に就任して以来の態度というものが、従来今井さんと比較した場合に、まことに納得いかぬ点があるのです。あなたは任命をした責任上、今後この理事長の運営方針というものについても、と厳重な指導をすべきだと思ひますが、大臣どうですか。——もう時間がないから結論を言ひます。私たちが大蔵委員会において何回も附帯決議をいろいろやつておられます。連合会の運営についても、できるだけ組合員の意見を反映できるように検討をせよ、こういうことを四十年以来ずっとやってきたわけですよ。本年の附帯決議にも、いまでもつて決議されようとしておりますが、し

かると給与課長、大臣も来て採

かるに中尾理事長は、今井さんがいままでもういふことをやろうとして運営協議会をつくらうというところまで、要綱までつくつてきた問題を、新理事長は実行しようとしな。国会の決議も全く無視している。法律にはないけれども、一番大きな共済連盟という、私学共済も農林もみならず、横の意見調整や連絡をやるという親睦団体の決断も経ないで、理事会だけで決定して脱退を申し出ておる。こういう理事長ですよ。適任者ですか。大蔵大臣、どう思ひますか。附帯決議も守らぬ者をどう思ひますか。

○水田國務大臣 先ほど十分指導するようといふこととさせていただきます。十分指導いたします。

○武藤(山)委員 まあ理事のほうからの約束の間もありませんから、共済問題はまた臨時国会で、その後中尾さんがどういふ態度をとるかをひとつ十分確認をし、追及をしたいと思ひます。その後、誠心誠意どういふ処理をするかを見守りたいと思ひます。中尾さんもひとつ早くからだをなおして、連合会に対して組合員の持つてゐる不安というものが解消されるように努力せられたいといふことを希望しておきます。

最後に大蔵大臣に、ちよつと問題が違ひますが、たいへん大きな地震が起つて、佐藤内閣も少しゆれざるを得ないような大きな地震だつたと思ひます。そこで、まず予算の問題で、この災害についてまだ積算はしてないと思ひますが、大蔵省の關係で予算措置としてどのくらい必要となるだらうか、その目鼻についてはどんな感覚ですか。

○水田國務大臣 まだ所要額についてはいまだわかりません。事前に新潟地震とかいろいろあつたときの経費は一応調べてありますが、今回のものは地震の程度は低いのですが地域が非常に広いといふこともございまして、いままでの地震に比べて今度のほうが大きい小さいかといふようなことも、もう少し実情を調査しないとわかりませんので、いまのところ被害額はわかりません。

○武藤(山)委員 いずれにしても、地震保険の百億以上突破し五百億までの範囲内は半分国庫が負担をする、五百億以上の現金支出になった場合は国がオーバー部分を全額負担するというふうな法律ではなっておりません。したがって、今度の地震保険の持ち出しもおそらくいまの地震保険特別会計では間に合わなくなるだろう。その他公共事業あるいは災害復旧、いろいろな補助等においても相当の支出を必要とする。予備費は一千二百億あるが、公務員ペアもかつての三公社五現業の裁定などをおもひばかると、これも予備費から支出することが非常に狭められてくる。そこでとうとう総合予算主義というものはここでくずれ、ここで総合予算主義というものはくずれて、補正予算を組まざるを得ない。この一点だけ、大臣はどうかお考えになっておるか、明らかにしていただきたい。

○水田国務大臣 御承知のように、本年度は予備費を相当充実にしておりますので、補正予算は組まない、この範囲内で処理できると私は考えております。

○金子(一)委員長代理 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

中尾参考人には、御多用のところ長時間にわたり御出席をいただき、まことにありがとうございます。委員を代表して厚く御礼申し上げます。御退席いただいております。

ただいま議題となっております各案中昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者の特例措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案の両案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○金子(一)委員長代理 この際、両案に對しまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明

党を代表し、毛利松平君外三十七名よりそれぞれ修正案が提出されておりますので、提出者の趣旨説明を求めます。毛利松平君。

昭和四十二年における旧令による共済組合等からの年金受給者の特例措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の修正部分中、第四十一条の二若しくは第四十二条第一項第三号(第四十三条において準用する場合を含む)を「若しくは第四十一条の二」に改める。

附則第一条に次のただし書を加える。
ただし、第二条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条の改正規定及び次条の規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附則第二条の見出しを「多額所得による退職年金の停止等の経過措置」に改め、同条第一項中「第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。))」を「改正後の施行法」に改め、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

(外国政府職員期間等のある者に関する経過措置)
第二条 第二項の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下

「改正後の施行法」という。))第二項第一号に掲げる各号に掲げる者及び同法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む)が昭和四十四年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十八号)第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第五十五号)以下この条において「改正後の法律第五十五号」という。))附則第四十二条第一項第三号(同法附則第四十三条において準用する場合を含む)第三項において同じ)及び改正後の施行法の規定を適用するとし、たならば退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額が増加することとなるときは、昭和四十四年一月分から、その者又はその遺族のこれらの年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、改正後の法律第五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条の改正規定の施行の際、現に同法第二項第一号の普通恩給又は同法の恩給で恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十三条第一項の規定に係るもの(以下この項において「普通恩給等」という。))を受ける権利を有し、かつ、第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下この項において「改正前の施行法」という。))第九号第四号の期間(同法第五十一条の二第四項第三号の期間を含む)で改正後の法律第五十五号附則第四十二条第一項第三号の規定の適用によりその全部又は一部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員(改正前の施行法第二項第一号に規定する更新組合員(同法第四十一条第一号に掲げる者を含む)をいう。以下この項において同じ。))若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十三年十二月三十一日において同法第九号第四号(同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は同法第二十九号(同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定に係る遺族年金(同法第九号第四号の規定に係るものに限る)を受け権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に普通恩給等及び長期給付(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第七十二条第一項の長期給付をいう。次項において同じ。))については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五十五号附則第四十二条第一項第三号及び改正後の施行法の規定にかかわらず、恩給法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の恩給法の一部を改正する法律附則第四十二条第一項第三号(同法附則第四十三条において準用する場合を含む)及び改正前の施行法の規定の例によるものとする。

4 前項の規定の適用に關して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に關する措置等について必要な事項は、政令で定める。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約四百八十万円の見込みである。

昭和四十二年における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に對する修正案

昭和四十二年における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。
(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
- 2 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項第一号へ中、第四十一條の二第一項又は第四十二條第一項第三号(第四十三條において準用する場合を含む。)を、又は第四十一條の二第一項に改める。
(公共企業体職員等共済組合法の改正に伴う経過措置)

3 公共企業体職員等共済組合法附則第四條第二項に規定する更新組合員(同法附則第二十六條第一項に規定する転入組合員及び当該更新組合員又は転入組合員であつた者で再びものと共済組合の組合員となつたものを含む。)以下この項において「更新組合員等」というのであつた者(更新組合員等で死亡したものを含む。以下この項において同じ。)又はその遺族で、昭和四十三年十二月三十一日において現に同法の規定により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有するものについて、当該年金に係る更新組合員等であつた者の組合員期間の計算につき恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十八号)第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第五十五号)次項において「法律第五十五号」という。附則第四十二條(同法附則第四十三條において準用する場合を含む。)及び改正後の公共企業体職員等共済組合法の規定を適用するときは、同法の規定により、昭和四十四年一月分から、当該年金の年額を改定する。

4 前項の規定は、法律第五十五号附則第二十条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

○毛利委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党四党共同提案にかかる昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案並びに昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付いたしておりますので、朗読を省略し、その要旨を申し上げます。

外国政府及び外国特殊法人職員であつた者が公務員になつた場合、現行共済組合制度では、その外国政府及び外国特殊法人の職員として在職した期間は、共済年金受給に必要な最短年限に達するまでを限度として通算することとしておりますが、この制限を昭和四十四年一月から廃止し、その在職期間のすべてを通算しようとするものであり、これに伴う所要の規定の整備を行なわんとするものであります。

このことにつきましては、すでに数年来本委員会において善処すべき旨附帯決議が付され、また、今国会においては恩給法等の一部を改正する法律案についても同趣旨の修正が行なわれた上、衆議院を通過し、参議院において五月十日可決成立しているところであります。

何とぞすみやかに御審議の上、満場一致の御賛成を賜りますようお願いいたします次第であります。

○金子(一)委員長代理 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

ただいまの両修正案中、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案は予算を伴う修正案でありますので、内閣において御意見があればお述べください。水田大蔵大臣。

○水田國務大臣 本修正案につきましては、恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正に伴い、恩給受給者と共済年金受給者との均衡上、政府といつたしましてはやむを得ないものと考えます。

○金子(一)委員長代理 これより両法案並びに両修正案の討論に入りますが、申し出がありませんので、順次採決いたします。

最初に、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。

まず、毛利松平君外三十七名提出の修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。

よつて、修正部分を除いて原案は可決し、本案は修正議決いたしました。

次に、昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。

まず、毛利松平君外三十七名提出の修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。

よつて、本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案を可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。

よつて、修正部分を除いて原案は可決し、本案は修正議決いたしました。

次に、昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。

まず、毛利松平君外三十七名提出の修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。

よつて、本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案を可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。

よつて、修正部分を除いて原案は可決し、本案は修正議決いたしました。

○金子(一)委員長代理 ただいま議決いたしました両案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党を代表し、村山喜一君外三十七名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。村山喜一君。

○村山(喜)委員 ただいま議題となりました四党共同提案にかかる附帯決議案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

案文は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます。

本附帯決議案の内容は、共済組合制度上早速に検討、改善を要すると思われまます次の九項目に関する問題であります。

すなわち、まず第一は、公的年金の調整規定の運用に関するものでありまして、すでに御承知のとおり、恩給については、三月二十五日に恩給審議会の答申も行なわれているところでありますので、昨年七月、総理府に設けられました公的年金制度調整連絡会議における検討を精力的に進められ、今年度中にその結論を得て具体的対策を講じていかれることを望むものであります。

第二は、国家公務員共済組合連合会の運営につきまして、加入組合員の意向が評議員会等に十分反映できる方途について具体化を進め、その近代化、民主化をはかるべきであるとするものであります。具体的には、今井構想の運営協議会を早急に発足することも一案であらうと考えます。

第三は、共済組合の短期給付に要する費用につきましては、医療費の増高に伴う掛け金率の上昇等により、組合員の負担が限界に達していると思われる面もありますので、医療保険制度の抜本的改正あるいは他の社会保険制度との関連もあるかと思ひますが、新たに公的負担制度を導入することを検討するとともに、長期給付の公的負担割合についてもその引き上げをはかるなど、前向きの検討を要するものであります。

第四は、各公的年金の最低保障額につきましては、現在かなり不均衡な状態を呈しておりますので、各年金について統一的な視点を立ってこれが適正な均衡をはかるとともに、受給者の実情にかんがみ、その引き上げを考慮したいとするものであります。

第五は、国家公務員共済組合法では、年金額の算定の基礎となる俸給の額は、現在、退職前三か年間の平均額となっておりますが、これを公共企業体職員共済年金の場合と同様、退職時の俸給額とするなどを考慮して、現在のベース改定額あるいは物価上昇等の状況にかんがみ、退職時俸給と三年前とは大きな差があることにかんがみまして、他の社会保険及び共済制度との均衡を考慮しつつ、これが検討を求めるとであります。

第六は、旧陸海軍の共済組合等いわゆる旧令共済組合員期間を有する者に対する厚生年金保険上の特例老齢年金につきましては、年金制度の通算の改善をはかる際、当該期間を資格期間としてでなく、内容のある期間として取り扱うことができないうものかどうか、この点について十分検討すべきであるという趣旨であります。

第七は、御承知のとおり、外国政府職員期間または外国特殊法人職員期間で恩給公務員に相当する職員期間は、恩給法上あるいは共済組合法上でもそれぞれ通算措置が講ぜられており、さらに今回、恩給法改正案、共済年金改定法案を修正して、いわゆる満日ケースの者についても完全通算ができるように措置することいたしました。雇用者としての在職期間につきましては、共済組

合制度上では、現在、資格期間としてだけ取り扱うこととなっておりますので、内容のある通算をすることができるよう、これが改善についても今後検討を要する点だろうと思ふものであります。

第八には、遺族給付を受けられる遺族の範囲は、現在、組合員の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員の死亡の当時主として組合員の収入により生計を維持していた者に限られております。現行法で規定されております十一万七千円は、現在内職収入の非課税措置分二十二万五千円等のランクに引き上げ、遺族給付の実情に即した運用が行なわれるよう検討を要するものであります。

第九は、現在、退職者の疾病につきましては、継続療養のみ最高五年間まで給付が認められておるのであります。退職後の新たな疾病や事故に對しましては、共済組合員の資格がないため、給付水準の低い国民健康保によらざるを得ないのであります。しかしながら、五十五歳あるいは六十歳で退職した者は、退職後二、三年の間に発病するケースが多いという実情、及びこれらの者が長い間共済組合員として掛け金をかけ、共済に尽力をしてきたという事情を考慮いたしするならば、他の医療保険制度との関連もあると思ひます。退職後においても一定の期間医療給付が行なえるよう改善をはかることが必要ではないかと考へるものであります。

以上の諸点は、本委員会でも論議されてきたところであり、あるいはまた、附帯決議として政府に検討するよう要望してきたところでありまして、その実現方は組合員諸君の熱望してやまないところであります。したがって、この際、重ねて附帯決議として政府に強く要望するものであります。

何とぞ委員各位の御賛同が得られますようお願い申し上げます。趣旨の説明を終わります。

〔参照〕

昭和四十二年度における旧令による共済組

合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年における公共企業体職員共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、公的年金のスライド制についての調整規定の運用については、今年度中に結論を得ることを目途として公的年金制度調整連絡会議において検討し、具体的対策を進めること。

一、国家公務員共済組合連合会の運営については、加入組合員の意向が評議員会に充分反映できる方途につき具体化を進めること。

一、共済組合の給付に要する費用については、他の社会保険制度との均衡を考慮して、短期給付及び長期給付ともにその改善に努めること。

一、公的年金の最低保障額については、これが適正な均衡と引上げについて検討すること。

一、国家公務員共済組合法の年金額の算定の基礎となる俸給については、他の社会保険及び共済制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

一、旧令共済組合員期間を有する者に関する特例老齢年金については、年金制度の通算を図る際、検討すること。

一、外国政府、外国特殊法人に在勤した庸備員期間についての通算について検討すること。

一、遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に限られておるが、その取り扱いにつき、実情に即した運用が行なえるよう検討すること。

一、組合員が退職後一定期間内に発病した場合において、他の医療保険制度との関連を考慮しつつ、医療給付が行なえるよう具体的措置を講ずるよう努めること。

らん各党一致しておるわけでありませんが、あまりにも具体的な点について御指摘がございました。これらの一々はあげませんが、二、三の点においてなお与野党間で話し合いのついていないまま、したがって、附帯決議の程度の実現とせざるを得なかつた問題点等が含まれておるやに拝聴いたしました。したがって、これらは今後検討するにやぶさかでないとしても、全会一致でその点を要望するものであるという具体的な点が全部含まれておつての賛成であるというふうにとられて、私どもがその処理に責任をとらざるを得ないという点になります。ここで詰め直さなければならぬ点が出てまいりますので、趣旨については、説明についても賛成であります。また、附帯決議の各項目、いずれも賛成であります。以上、念のため申し添えまして、自民党としての立場を明らかにしておきたいと思ひます。

○金子(一)委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。倉成大蔵政務次官。

○倉成政府委員 ただいま御決議ありました事項につきまして、政府といたしましては、御趣旨に沿つて十分検討いたしたいと存じます。

○金子(一)委員長代理 金子運輸政務次官。

○金子政府委員 ただいま御決議のありました事項については、政府といたしまして、御趣旨に沿つて十分検討いたしたいと存じます。

○山中(貞)委員 ただいまの村山君の趣旨説明の項目は、附帯決議についてでありますから、もち

が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金子(一)委員長代理 次回は、来たる二十一日火曜日、午前十時十五分理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後零時二十一分散會

大蔵委員會議録第二十九号中正誤

へん 段行 誤

一 三 三 小沢佐重喜君

大平正芳君外一名

第一類第五号

大蔵委員会議録第三十三号 昭和四十三年五月十七日

昭和四十三年五月二十三日印刷

昭和四十三年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局